

一般廃棄物収集運搬業務委託に関する請願書

令和元年6月28日

長崎市議会議長  
佐藤正洋様

請願人

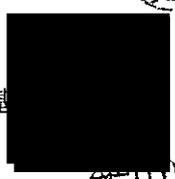
長崎市三重町1620番地1  
有限会社 岩崎清掃  
代表取締役社長 岩崎  
連絡先 [REDACTED]



長崎市高島町2706番地  
西部建設株式会社  
高島出張所 所長 古賀  
連絡先 [REDACTED]



長崎市茂木町2194番地7  
有限会社 大串清掃  
代表取締役 大串 光基  
連絡先 [REDACTED]



長崎市京泊2丁目3番47号  
有限会社 ひかり運送  
代表取締役 田川 幸  
連絡先 [REDACTED]



長崎市長浦町1023番地  
有限会社 琴海環境保全  
代表取締役 溝口 修  
連絡先 [REDACTED]



長崎市小江原4丁目22番5号  
有限会社 福島清掃  
代表取締役 福島 淑美  
連絡先 [REDACTED]



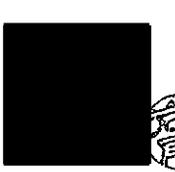
長崎市神浦上道徳町297番地  
有限会社 クリーン外海  
代表取締役 松井 美奈  
連絡先 [REDACTED]



長崎市茂木町1590番地100  
有限会社 茂木清掃  
代表取締役 岩永 明  
連絡先 [REDACTED]



長崎市向町1498番地  
有限会社 式見清掃  
代表取締役 岩尾 寿  
連絡先 [REDACTED]



長崎市川原町312番地  
有限会社 森田清掃  
代表取締役 森田  
連絡先 [REDACTED]



紹介議員

長崎市議会議員 武次良治 

長崎市議会議員 中里泰則 

長崎市議会議員 桐川和彦 

長崎市議会議員 山本信幸 

長崎市議会議員 中西敦信 

長崎市議会議員 幸大助 

## 一般廃棄物収集運搬業務委託に関する請願

### 1 請願の趣旨

我が国の廃棄物に関する決まり事は、慶安2年の「お触書」より始まり、法律としては明治33年に発布された「汚物掃除法」、昭和29年の「清掃法」、昭和45年の「廃棄物の処理および清掃に関する法律（最終改正は平成29年6月16日）」と住民を取り巻く環境の変化により変遷を繰り返してきました。これらのお触書や法律の第1の目的は、住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上にあります。一度壊れた生活環境は、回復に多くの時間と費用がかかり、場合によっては回復できないこともあるため、法の改正を繰り返しているものです。

私ども旧長崎市4業者と合併地区6業者は、長崎市周辺部において旧町、旧村時代より一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務を行政に代わり、民間委託として長年にわたり業務を受託しております。地域の特性に合わせ、通常のステーションでの収集に加え戸別収集や早朝収集を行い、地域の生活環境の保全および公衆衛生の向上に努めることはもとより、地元自治会及び住民との信頼関係を築きながら、地元企業として地域活動への積極的な参加など、地域に密着した収集運搬業務を遂行してきました。

また、長年にわたる委託業務の経験から、作業の効率性・安定性・安全性・信頼性があり、過去の台風、水害などに対しても、地域の地理や特性を熟知している地元企業として、住民や行政の要望に十分に伝えてきましたし、最近の予測のつかない自然災害にも、十分に対応できるものと自負しております。

さて、このような状況下、長崎市は、令和2年度を目標に、長崎市の直営地区を除く区域の一般廃棄物収集運搬業務委託を競争入札により、業者選定を行うという方針を示されています。

請願10業者は零細で、事業に占める委託業務の割合は極めて大きく、入札により受託できなくなった場合には、会社の存続が厳しくなることは明確であり、長年に渡りごみ収集業務のために雇用してきた長崎市民でもある100名ちかくの従業員と、その家族の生活の糧が奪われてしまうこととなります。このような状況は、公共サービス基本法（公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備）の趣旨に沿わないものです。

また、地元採用の従業員も多く、地域経済に与える影響も深刻なものがあります。長崎市の喫緊の課題である、定住人口の減少に歯止めをかけるための、

長崎創世「長崎市まち・ひと・しごと創世総合戦略」(企画財政部長崎創世推進室)にも逆行するもので、地域コミュニティの機能の衰退に繋がるものです。

もし、競争入札に移行し多くの区域で担当業者が変わった場合には、限られた期間(過去には長いところで半年間)とは言え、収集の遅延や取り残し等の諸問題が生じる可能性もあり、市民サービスの低下が懸念されます。また、過去には廃棄物処理法違反(不法投棄)や、古紙の可燃ごみへの混入等、新聞紙面にも取り上げられるような問題も発生しています。

今後、今以上に競争入札参加業者が増加すると、業務品質の低下に加え、重大な違反、もしくは受託企業の倒産など不測の事態が起こる可能性も高まり、市民サービスの低下のみならず市民生活の混乱、及び一般廃棄物(ごみ)の適正処理が出来なくなることも危惧されます。

旧長崎市4業者は、昭和40年代の経済成長が著しい時期、直営での収集が困難な地区を、他に収集希望者がいないような低廉な金額で、長崎市の代理として委託業務を受託してきました。事業系廃棄物の回収業務が急成長する時期でありましたが、一般家庭ごみの確実な収集業務を担保するため、長崎市より一般廃棄物収集運搬業の許可取得の制限のほか、厳格な要件のもとに地域を限定され、40年以上の長きにわたり専業を課されてきました。また、粗大ごみ収集とふれあい訪問収集(当時は独居老人ゴミ出し支援事業)を受託し適正に対応していても、クリーン長崎の代替え業務、および直営現業職員の再任用枠確保のために、一方的に業務を移管されたことなど、長崎市からの制約や意向を受けるなかで業務を続けてきました。4業者が長崎市から専業を解除された平成20年には、長崎市内の事業所数は明らかに減少の一途をたどっていました。にもかかわらず一般廃棄物許可業者は乱立し過当競争の状態、新規に事業を始めするにはあまりに厳しい状況でした。

合併地区の6業者においては、離島(半島)振興対策実施地域及び長崎市過疎地域に指定されている地区が主であり、高齢化、過疎化の進行も顕著です。

旧町より引き継いだごみ収集業務を専業にしている業者、ごみ収集と並行して旧町より引き継いだし尿の委託事業を兼ねながら経営している業者、旧町時代には、焼却施設の運営も任され、旧町の廃棄物処理の多くを担ってきた業者など、地域との深い関係が続けてきた業者ばかりです。

現在の受託業務のなかには、粗大ごみ収集及びふれあい訪問収集等の高齢化社会に対応した業務もあります。そのため、高齢者を中心に住民との信頼関係は強く、地域の見守りとしての役割も大きいものがあります。

また、産業廃棄物処理の問題を抱え、不適正なごみ処理業務がなされた場合には、住民からの強い反発が起こり、近隣の町や長崎市全体にまで影響を与えるような地区もあります。

請願10業者につきましては、零細な企業のため、落札できない場合は廃業になる可能性が高くなります。この事についての従業員への説明、およびそれに対する従業員の将来設計のための時間、車両の準備およびその支払に要する期間（リース契約の支払期間の基本は5年間）などのために5年間の時間が必要であります。

## 2 請願項目

請願10業者の一般廃棄物収集委託業務については、令和2年度から5か年の随意契約の期間延長をお願い致します。